

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第8章 地方自治 (1)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

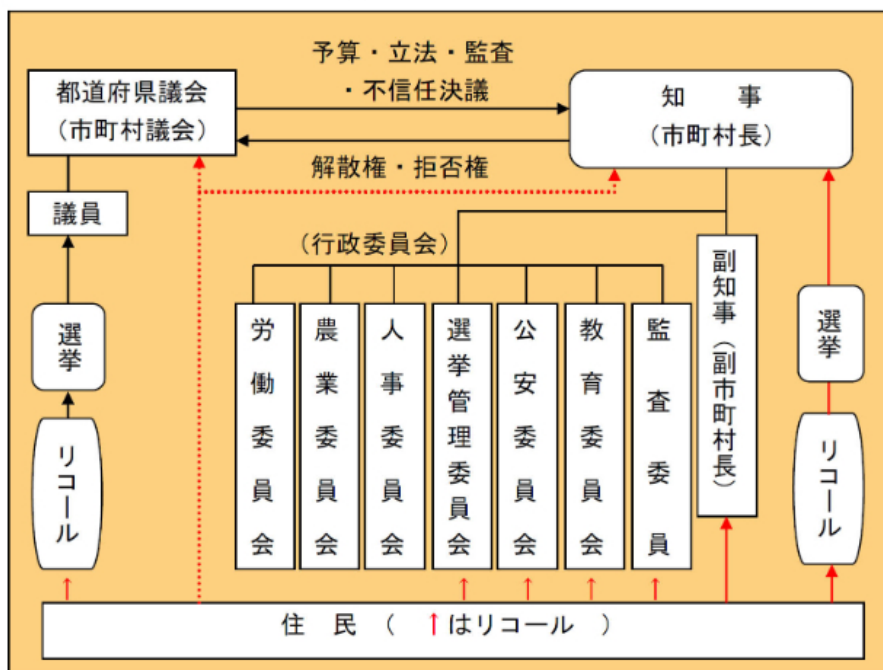
資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第8章 地方自治 (1)

#### 地方自治のしくみ



#### 日本国憲法第九十二条 【 地方自治の基本原則 】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

#### 概要説明

本条は、地方公共団体の組織・運営に関する事項は、「地方自治の本旨」に基づいて法律で明らかにするよう規定しています。

「地方自治の本旨」とは、住民自治と団体自治の二つから成っています。

住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われることで、民主主義的要素を言い、中央の議会制を補充する役割を果たします。

団体自治とは、国から独立した地域団体の独立を認め、地方の行政は、その団体自らの意思と責任の下でなされるという地方分権的要素を言います。

地方自治には、民主主義の基盤を育み、また中央権力の巨大化を抑制して権力分散を図るという重要な役割があります。

地方自治法1条の3によると、「地方公共団体」には、大きく「普通地方公共団体（都道府県、市町村）」と「特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団）」の二つがあると規定されています。しかし、憲法では「地方公共団体」の内容については何も規定していないため、憲法で言う「地方公共団体」が地方自治法1条の3に規定されたすべての地方公共団体を指すのか、その一部のみかといった問題があります。裁判例として、「特別区（＝東京23区）」が憲法上の地方公共団体にあたるか否かで争われ、その判例では、「憲法第93条2項の地方公共団体として取り扱われているということだけでは足りず、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤が存在し、沿革的に見ても、また現実の行政上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を附与された地域団体であることを必要とする」とし、この基準に照らすと、東京都特別区（23区）は、第93条2項の地方公共団体にあらず、特別区の区長を公選制によるものとしなくても違憲ではない」としています（最大判昭38.3.27）。

ただし、立法政策上、現在は公選制が採用されています（地方自治法283条1項）。

#### 地方公共団体の種類

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

#### 地方公共団体の種類

特別地方公共団体	普通地方公共団体	
特別区（東京二十三区） 地方公共団体の組合 財産区 地方開発事業団	市 町 村	都 （1） 道 （1） 府 （2） 県 （43）
	都道府県の下にある地方公共団体	国の地方行政区画で、区域内にある市町村を包括

#### 語句説明

- ①地方自治・・・地方の政治が、その地方の機関によって独立して行われること。住民の意思に基づいて施政しようとするもの。
- ②地方公共団体・・・国内の一定の区域において、住民の利益を実現するために、法律の範囲内で政治を行う団体。普通地方公共団体（都道府県・市町村）
- ③本 旨・・・本来の趣旨。真の目的。
- ④議事機関・・・会合して話し合い、意思を決定する機関。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.